

山岳部の利用のあり方の検討について

1. これまでの経緯 → (別紙 参照)

- 山岳部の利用に関する諸問題を解決するための中長期的な対策の方向性を定めることを目的に、山岳部の利用のあり方について関係行政機関が検討する“場”として、平成 25 年度に地域連絡会議の下に「山岳部利用のあり方検討会」を設置。
- 当該検討会においては、短期的な課題として「縄文杉周辺の再整備」と、中長期的な課題として「山岳部の適正利用と管理のあり方の決定」を扱うこととしているが、これまでは短期的な課題である「縄文杉周辺の再整備」に特化した検討が行われてきた。
- 平成 26 年度第 1 回科学委員会において、当該検討会における中長期的な課題である「山岳部の適正利用と管理のあり方の決定」の検討の進め方については、透明性と継続性の観点からの問題点、作業部会のあり方として専門家の参画の必要性などが指摘された。
- 上記会議では、科学委員会として、利用に関してどの範囲のことまで、どのように扱うかを議論する必要性も指摘された。
- 上記会議後に開催された平成 26 年度第 4 回地域連絡会議幹事会において、科学委員会での議論を踏まえて、行政・民間・有識者の 3 者が揃って議論する必要性を共通認識としたうえで、科学委員会委員が参画して議論できる場を検討する方向性が議論された。
- 平成 26 年度より、環境省では利用に関する調査検討業務を実施しており、このなかでも、科学委員会委員を含む有識者や島内観光関係者の意見を聴きながら利用の管理方法に関する検討を進めている【資料 2-2 (別紙 4)】。

2. 検討体制 (案) → (図 1)

- 関係行政機関、既存の利用に関する協議会に参画する民間団体、一般島民及び科学委員会委員等の有識者を構成員とする“大きな検討会”を設置。
- 上記検討会に加えて、現場レベルで意見交換及び検討を実施し、現場の意見を集約するための“小さな検討会”を開催 (詳細は上記の環境省業務において検討)。
- 地域連絡会議の作業部会である「山岳部の利用のあり方検討会」は存続させ、関係行政機関の意見調整及び“小さな検討会”と“大きな検討会”をつなげる役割を担う。
- 具体的には、「山岳部の利用のあり方検討会」の「担当者レベル」が“小さな検討会”に参加したり、「地域連絡会議レベル」として“小さな検討会”の意見を踏まえた検討内容を策定して“大きな会議”に提示したりすることを想定。
- “大きな検討会”は九州地方環境事務所が、“小さな検討会”は屋久島自然保護官事務所が、それぞれ事務局を担うこととし、環境省の検討業務として運営する。

3. 検討内容（案）

- ・“大きな検討会”では下記の6項目について検討。
 - 1) 国立公園を中心とした利用に関する課題
 - 2) 国立公園としてのビジョン
 - 3) 国立公園のゾーニング（ルート及びコースの利用者レベルや管理水準などの階級設定）
 - 4) ゾーニング及び興味地点ごとの提供する利用体験やテーマの設定
 - 5) ゾーニングに応じた管理目標としての利用のあり方（利用及び自然環境の状態）
 - 6) 目標の状態にあるかどうかを評価するための指標

※ 得られた検討結果は、自然公園法に基づく「管理運営計画」に反映させる。
- ・“小さな検討会”では、“大きな検討会”と同様の検討項目について、“大きな検討会”の前の意見交換や検討などを行う。

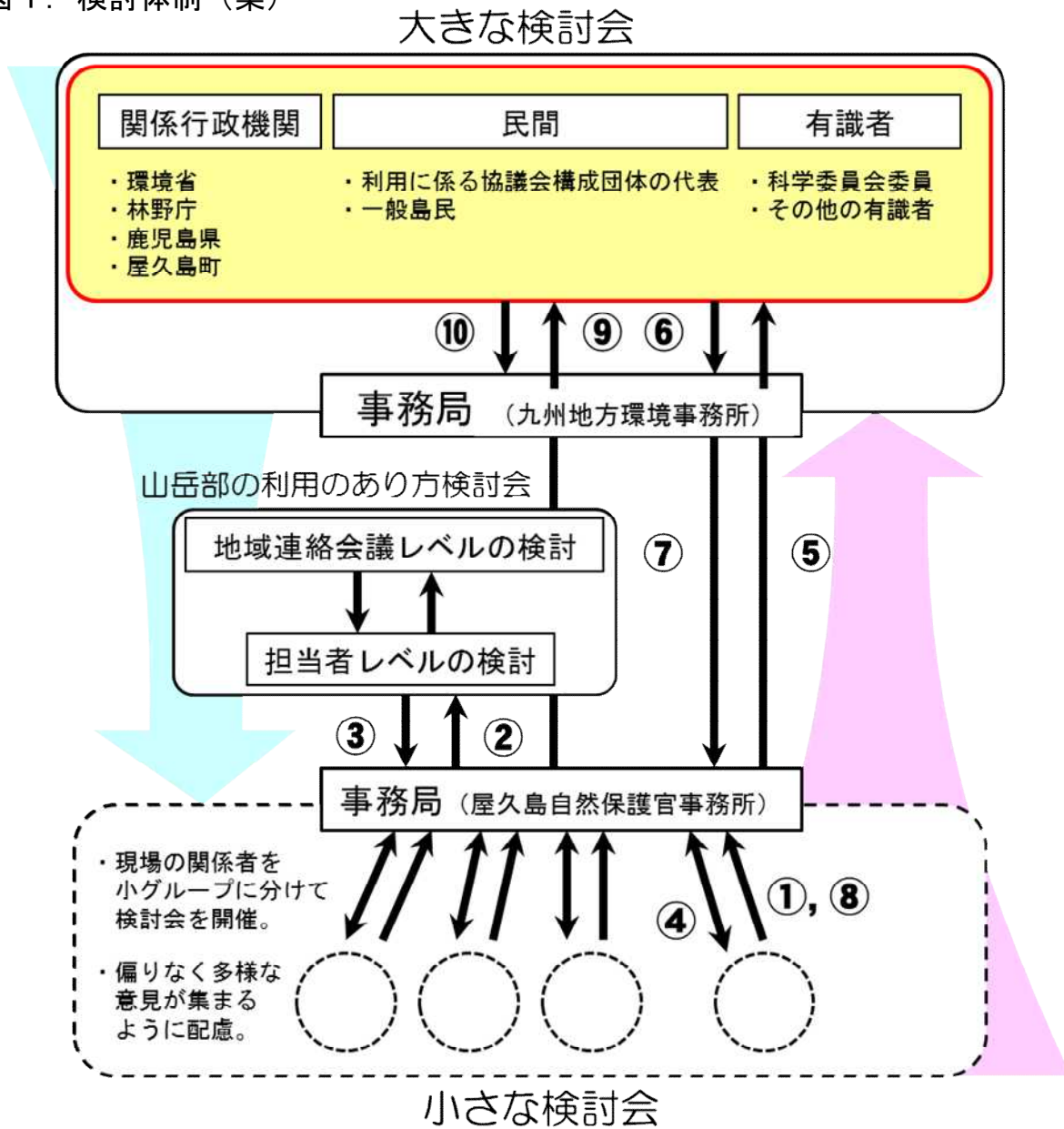
4. 検討の進め方（案）

- ・想定される基本的な進め方は下記のとおり。
 - 1) “小さな検討会”で、検討事項について意見交換。
 - 2) 事務局で、意見を踏まえた事務局案を策定。
 - 3) 「山岳部の利用のあり方検討会」で、事務局案を検討して行政案を策定。
 - 4) “小さな検討会”で、行政案について検討。
 - 5) 事務局で、検討結果を踏まえた行政案の変更案を策定。
 - 6) “大きな検討会”で、“小さな検討会”の検討結果と行政案の変更案について検討。
 - 7) 事務局で、検討結果を踏まえて検討事項について最終案を策定。
 - 8) “小さな検討会”で、最終案について意見交換。
 - 9) 「山岳部の利用のあり方検討会」で、最終案について確認。
 - 10) “大きな検討会”で、最終案を決定。
- ・利用のモニタリング結果や利用の現状に関する知見に基づき、“大きな検討会”に参加した科学委員会委員を中心に、科学委員会において利用状況の評価を継続して実施。
- ・科学委員会では、利用状況の評価を踏まえて、必要に応じて利用のモニタリング項目や調査方法の変更又は追加、及び管理運営計画の見直しの必要性について助言。

5. 検討のスケジュール（案）

- ・平成27年度……………検討体制の詳細を決定（環境省業務）
 - ……………管理手法とゾーニング案を決定（環境省業務）
 - ……………“大きな検討会”の設置要綱の策定
 - ……………“大きな検討会”に参加する科学委員会委員等の有識者を決定
- ・平成28年度、平成29年度……………検討体制を構築し、2カ年かけて検討
 - ……………検討結果は、国立公園管理運営計画に反映
- ・平成30年度……………適正利用のための管理を運用開始

図1. 検討体制（案）



※矢印と各数字は、検討の進め方（案）に該当する検討の流れをイメージ